

第76期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時  
(受付開始予定: 午前9時)

## 場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館8階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

ご来場の株主様へのお土産はご用意  
していません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し  
あげます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防および  
拡散防止のため、可能な限り会場へのご出席  
をお控えいただき、事前の議決権の行使をお  
願い申し上げます。

株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、  
当社ホームページにてお知らせいたします。  
(<https://www.fudotetra.co.jp/>)

## 目次

■ 第76期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件(1)	
第3号議案 定款一部変更の件(2)	
第4号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件	
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度 の継続および一部改定の件	

(ご参考)

■ コーポレートガバナンスに関する事項 (添付書類)	27
■ 事業報告	31
■ 連結計算書類	56
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	63

(証券コード 1813)

2022年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町7番2号

**株式会社不動テトラ**

代表取締役社長 奥 田 眞 也

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 8階 ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

以 上

- 法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ (<https://www.fudotetra.co.jp/ir/stockholder/meeting-description/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.fudotetra.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 議決権行使書面とインターネット等で重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

## <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- ・感染リスクを避けるため、**可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。**
- ・ご来場の株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、会場設置のアルコール消毒液による消毒、体温測定（検温）、他の株主様との間隔の確保にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また、受付等の一部の運営スタッフは、手袋を着用して対応させていただきます。
- ・株主総会会場において、感染予防および拡散防止のための必要な対応（**他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場のお断りや退場をお願いする場合があること等**）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況や万一の事態の発生により、会場の変更など株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ホームページにてお知らせいたします。ご来場をお考えの株主様は、あらかじめ当社ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。  
当社ホームページ (<https://www.fudotetra.co.jp/>)

## 議決権行使方法についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

### インターネット等



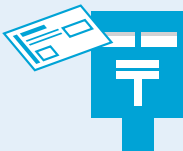
当社指定の議決権行使サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木)  
午後5時30分受付分まで

詳細はP4-5をご参照ください。

### 郵 送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木)  
午後5時30分到着分まで

### 株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

2022年6月24日(金)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

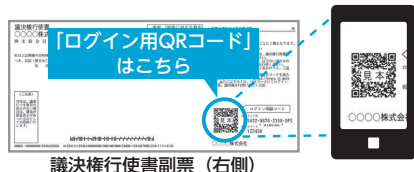
# インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて



## QRコードを読み取る方法

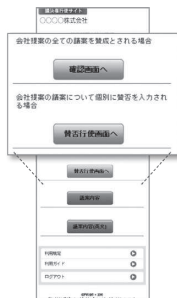
議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

### 2 議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

招集ご通知

株主総会参考書類

ご参考

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

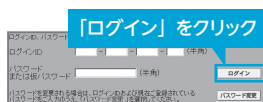


## ログインID・仮パスワードを入力する方法 (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

### 1 議決権行使サイトにアクセスする



### 2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

### 3 パスワードを登録する



「現在のパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット等の接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット等の利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。


インターネット等による議決権行使は、**2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

## ご注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いさせていただきます。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

## <議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定した株主還元を継続することを基本方針としております。

この基本方針を踏まえ、中期経営計画（2021～2023年度）での資本政策の基本方針では、キャッシュの配分につきましては、成長投資と株主還元を両立させることとし、利益還元として連結配当性向40%程度の目標を定めております。

このような方針および目標のもと第76期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、これをご承認いただきますと連結配当性向は44.4%となります。

#### ● 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円

配当総額 918,216,120円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件（1）

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1）変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2）変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>



現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれ遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 定款一部変更の件（2）

#### 1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンスの強化に向け、経営体制の一層の透明化を図るため、相談役の規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（代表取締役等）</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって執行役員および<u>相談役</u>を置くことができる。</p>	<p>（代表取締役等）</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。</p>

#### 第4号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	在任年数	取締役会への出席状況
1	たけはら ゆうじ 竹原 有 <sub>二</sub>	再任	代表取締役会長	18年 3ヶ月	100% (17回/17回中)
2	おくだ しんや 奥田 眞也	再任	代表取締役社長	11年	100% (17回/17回中)
3	おおばやし じゅん 大林 淳	再任	取締役 常務執行役員 地盤事業本部長	4年	100% (17回/17回中)
4	きたがわ しょういち 北川 昌一	再任	取締役 常務執行役員 管理本部長	2年	100% (17回/17回中)
5	ただの あきひこ 只野 秋彦	新任	常務執行役員 土木事業本部長	—	—
6	にい やま ちひろ 新山 千尋	新任	常務執行役員 ブロック環境事業本部長	—	—
7	おおさわ まり 大沢 真理	再任 社外 独立	社外取締役	2年	100% (17回/17回中)

(注) 上記の取締役候補者の当社における地位および担当は、本総会時のものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
1	 <p>たけはら ゆうじ 竹原 有 二 (1950年7月31日生)</p> <p><b>再 任</b></p> <p>取締役在任年数 18年3ヶ月(本総会最終時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p>	<p>1973年3月 当社入社 2003年5月 当社ジオ・エンジニアリング事業本部 副本部長 2003年6月 当社執行役員 2004年4月 当社取締役、当社代表取締役、 執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事 業本部長 2006年3月 当社土木事業本部長 2007年4月 当社建設本部長 兼 技術開発本部長 2009年6月 当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 2010年6月 当社代表取締役社長、建設本部長 2018年4月 当社代表取締役会長 (現任)</p> <p><b>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】</b> ジオ・エンジニアリング事業 (現：地盤事業) 本部長、土 木事業本部長、代表取締役社長などを歴任し、その豊富な経 験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知しているこ と、および、代表取締役会長として、取締役会の議長を務め 取締役会を適正に運営してきたこと等から、引き続き取締役 候補者といたしました。</p>	14,844株
2	 <p>おくだ しんや 奥 田 眞 也 (1955年1月9日生)</p> <p><b>再 任</b></p> <p>取締役在任年数 11年(本総会最終時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p>	<p>1980年3月 当社入社 2007年10月 当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 2008年6月 当社執行役員 2009年5月 当社建設本部地盤事業部長 2010年6月 当社常務執行役員 2011年4月 当社地盤事業本部長 2011年6月 当社取締役 2015年6月 当社代表取締役 当社執行役員副社長 2018年4月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p><b>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】</b> 東京本店副本店長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊 富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知して いること、および、代表取締役社長として経営の指揮を執 り、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き 続き取締役候補者となりました。</p>	6,942株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>おおばやし じゅん 大林 淳 (1961年3月24日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 4年(本総会最終時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p>	<p>1984年3月 当社入社 2008年6月 当社東京本店第二営業部長 2009年5月 当社地盤事業本部技術部長 2016年4月 当社執行役員、地盤事業本部副本部長 兼 技術部長 2018年4月 当社常務執行役員 (現任)、地盤事業本部長 (現任) 2018年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店第二営業部長、地盤事業本部技術部長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	4,956株
4	 <p>きたがわ しゅういち 北川 昌一 (1957年12月8日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 2年(本総会最終時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p>	<p>1981年4月 日本テトラポッド(株)入社 2005年7月 (株)テトラ企画管理部長 2007年5月 当社管理本部財務部長 2013年4月 当社執行役員、管理本部企画財務部長 2018年4月 当社管理本部財務部長 2020年4月 当社常務執行役員 (現任)、管理本部長 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 財務部長、管理本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	2,639株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
5	 <p>ただの あきひこ 只野 秋彦 (1958年5月10日生)</p> <p>新任</p> <p>取締役在任年数 —</p> <p>取締役会への出席状況 —</p>	<p>1984年3月 当社入社 2007年10月 当社建設本部営業統轄部営業企画部長 2010年6月 当社土木事業部営業部長 兼 技術部 総合評価対策室長 2012年4月 当社土木事業本部技術部長 2016年4月 当社執行役員、土木事業本部副本部長 2019年4月 当社東京本店副本店長 2020年4月 当社東京本店長 2021年4月 当社常務執行役員 (現任) 2022年4月 当社土木事業本部長 (現任)</p> <p>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 土木事業部営業部長、土木事業本部技術部長、東京本店長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること等から、新たに取締役候補者といたしました。</p>	3,824株
6	 <p>にやま ちひろ 新山 千尋 (1962年1月12日生)</p> <p>新任</p> <p>取締役在任年数 —</p> <p>取締役会への出席状況 —</p>	<p>1984年4月 日本テトラポッド(株)入社 2015年4月 当社土木事業本部工事事務担当部長 2018年4月 当社経営企画部長 2020年4月 当社執行役員 2021年4月 当社ブロック環境事業本部長 (現任) 2022年4月 当社常務執行役員 (現任)</p> <p>【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 土木事業本部工事事務担当部長、経営企画部長、ブロック環境事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること等から、新たに取締役候補者といたしました。</p>	2,261株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
7	 <p>おおさわ まり 大 沢 真 理 (1953年4月4日生)</p> <p>再 任</p> <p>社外取締役 独立役員</p> <p>社外取締役在任年数 2年(本総会最終時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p>	<p>1998年4月 東京大学(現国立大学法人東京大学)社会科学研究所教授</p> <p>2015年4月 国立大学法人東京大学社会科学研究所長</p> <p>2018年4月 同大学大学執行役、副学長</p> <p>2019年6月 同大学名誉教授(現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>【監査等委員でない社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大学教授として高い知見を有し、ガバナンスの研究に関する業績を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行っており、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>選任後は、大学教授としての高い知見およびガバナンスの研究に関する業績を生かし、主にガバナンスに関する研究者としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者大沢真理氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、候補者大沢真理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本総会において同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 監査等委員でない取締役の選任等に関する監査等委員会の意見については、以下のとおりです。  
監査等委員会において、「指名・報酬諮問委員会」に出席した監査等委員である社外取締役3名の意見も踏まえ、取締役会で定めた「取締役会の構成、規模に関する考え方」、「取締役候補者の指名の方針・手続」等に照らし、審議した結果、監査等委員会として特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。
6. 当社は、定款第29条第2項に、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者大沢真理氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)」が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものであります。候補者大沢真理氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告42頁をご参照ください。

### 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	在任年数	取締役会への出席状況
1	おかもら もとじ 岡村 元嗣	新任	執行役員 社長付	—	—
2	ながた せいいち 永田 靖一	再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	8年	100% (17回/17回中)
3	くろだ きよゆき 黒田 清行	再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	4年	100% (17回/17回中)
4	すずき まさじ 鈴木 昌治	新任 社外 独立		—	—

(注) 上記の取締役候補者の当社における地位および担当は、本総会時のものです。



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所 有 す る 当社株式の数
1	 <p>おかむら もとじ 岡村元嗣 (1958年12月22日生)</p> <p>新 任</p> <p>取締役在任年数 —</p> <p>取締役会への出席状況 —</p> <p>監査等委員会への出席状況 —</p>	<p>1981年 3 月 当社入社 2007年 4 月 当社四国支店第一営業部長 2008年 6 月 当社四国支店営業部長 2011年 4 月 当社四国支店長 2015年 4 月 当社執行役員（現任）、大阪支店長 2022年 4 月 当社社長付（現任）</p> <hr/> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 四国支店長、大阪支店長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること等から、新たに監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>	1,860株

招集し通知

株主総会参考書類


ご参考


事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
2	 <p>ながた せいいち 永田 靖一 (1947年7月29日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役 独立役員</p> <p>社外取締役在任年数 8年(本総会終結時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <p>監査等委員会への出席状況 100%(14回/14回中)</p>	<p>1994年3月 サントリーフランス(株)社長 1997年9月 サントリー(株)欧州支配人 兼 ロンドン支店長 2003年3月 サントリー(株)取締役、海外カンパニー一長 2009年3月 サントリーホールディングス(株)執行役員、サントリー酒類(株)常務取締役 2011年4月 学校法人帝京大学経済学部教授 2014年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年4月 学校法人帝京大学経済学部客員教授</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 企業の役員を歴任され、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うとともに、監査等委員として監査等委員会の運営に適切に携わるなど、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>選任後は、企業役員経験者としての豊富な経験および大学教授としての高い知見を生かし、主に企業役員経験者としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>くろだ きよゆき 黒田 清行 (1970年1月12日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役 独立役員</p> <p>社外取締役在任年数 4年(本総会終結時)</p> <p>取締役会への出席状況 100%(17回/17回中)</p> <p>監査等委員会への出席状況 100%(14回/14回中)</p>	<p>1996年4月 弁護士登録、三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所</p> <p>2002年5月 同事務所パートナー</p> <p>2005年11月 WDB(株)(現WDBホールディングス(株)) 社外監査役</p> <p>2009年6月 WDB(株)(現WDBホールディングス(株)) 社外取締役(現任)</p> <p>2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 WDBホールディングス(株)社外取締役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有しており、また他の上場会社の社外取締役として企業経営にも関与していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うとともに、監査等委員として監査等委員会の運営に適切に携わるなど、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>選任後は、弁護士としての専門的な知見および豊富な実務経験を生かし、主に弁護士としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
4	 <p>すずき まさじ 鈴木昌治 (1954年12月6日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役 独立役員</p> <p>社外取締役在任年数 —</p> <p>取締役会への出席状況 —</p> <p>監査等委員会への出席状況 —</p>	<p>1976年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社  1980年 3月 公認会計士登録  1990年 7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー  2001年 7月 日本公認会計士協会常務理事  2013年 7月 同協会副会長  2020年 1月 鈴木昌治公認会計士事務所代表（現任）  2022年 3月 木徳神糧(株)社外監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 木徳神糧(株)社外監査役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】  過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有していること、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>選任後は、公認会計士としての専門的な知見および豊富な実務経験を生かし、主に公認会計士としての視点から、独立的、客観的な立場で、経営全般について適切な監督・助言を果たしていただくことを期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者永田靖一氏、黒田清行氏および鈴木昌治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、候補者永田靖一氏、黒田清行氏および鈴木昌治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本総会において各氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 候補者永田靖一氏の当社の社外取締役としての在任年数は本総会の終結の時をもって8年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任年数は本総会の終結の時をもって6年であります。
6. 候補者黒田清行氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって4年であります。
7. 当社は、定款第29条第2項に、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者永田靖一氏および黒田清行氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものであります。候補者永田靖一氏および黒田清行氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者岡村元嗣氏および鈴木昌治氏が選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告42頁をご参照ください。

(ご参考)

第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

なお、当社の取締役の員数は合計11名、独立社外取締役の員数は4名となり、独立社外取締役の取締役全体に占める割合は、36.4%となります。

氏名	当社における地位および担当	代表取締役	監査等委員	社外取締役	独立役員	指名・報酬諮問委員
竹原 有二 (※1)	代表取締役会長	○				
奥田 眞也	代表取締役社長	○				○
大林 淳	取締役 常務執行役員 地盤事業本部長					
北川 昌一	取締役 常務執行役員 管理本部長					
只野 秋彦	取締役 常務執行役員 土木事業本部長					
新山 千尋	取締役 常務執行役員 ブロック環境事業本部長					
大沢 真理	社外取締役			○	○	○
岡村 元嗣 (※2)	取締役 常勤監査等委員		○			
永田 靖一 (※3)	社外取締役 監査等委員		○	○	○	○
黒田 清行	社外取締役 監査等委員		○	○	○	○
鈴木 昌治	社外取締役 監査等委員		○	○	○	○

※1. 取締役会議長

※2. 監査等委員会議長

※3. 指名・報酬諮問委員会議長

氏名	取締役 に期待する特に重要な知識、経験、能力							
	企業経営 経営戦略	営業 業界知見	海外事業	研究開発	財会 務計	人事・労働 安全衛生	法務・コンプライアンス・ リスク管理	環境 (E) 社会 (S) ガバナンス (G)
竹原 有二	○	○	○	○		○	○	
奥田 眞也	○	○	○	○		○		
大林 淳		○		○				
北川 昌一				○	○			
只野 秋彦		○		○				
新山 千尋		○						
大沢 真理								○
岡村 元嗣		○				○		
永田 靖一	○		○					○
黒田 清行						○	○	○
鈴木 昌治					○			○

## 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

当社は、2016年6月23日開催の第70期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、株主の皆様のご承認をいただき導入し、2019年6月21日開催の第73期定時株主総会において、本制度の一部改定について、株主の皆様のご承認をいただき、現在に至っております。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2023年3月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬等と当社業績および株主価値との連動性をより明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的としており、本制度の継続および改定は、相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第4号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名となります。

### 1. 本制度改定の内容および理由

本制度について、当社の現中期経営計画（2021～2023年度）の達成および株主の皆様との持続的な利害共有を当社の取締役に意識させることを目的として、本制度の対象とする事業年度（以下「対象期間」という。）の年数を当社の現中期経営計画の年数に合わせるとともに業績達成条件を見直すものでございます。また、対象期間の変更に応じて、信託に拠出する金銭の上限額および交付する株式数の上限額を変更いたしますと存じます。

### 2. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）



①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）</li> </ul>
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金銭の上限 （下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2事業年度を対象として合計114百万円</li> <li>なお、信託期間の延長が行われた場合は、以降の3事業年度を対象として合計170百万円</li> </ul>
取締役が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は、1年当たり320,000ポイント（対応する当社株式の数にして32,000株相当）／2年間で合計640,000ポイント（対応する当社株式の数にして64,000株相当）</li> <li>なお、信託の延長が行われた場合は、3年間で合計960,000ポイント（対応する当社株式の数にして96,000株相当）</li> <li>・取締役に付与される2年間合計の上限株式数の発行済株式総数（2022年3月31日時点／自己株式控除後）に対する割合は約0.4%</li> <li>・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li> </ul>
③業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度における会社業績指数（ROE、相対TSR等）の達成度等に応じて変動</li> <li>・ポイント数（株式数）は0～200%の範囲で決定</li> </ul>
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退任時</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度とします。

当社は、対象期間において、合計114百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間2年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役のポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、3年間信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計170百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

また、追加信託を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長する信託に承継します。

## (3) 取締役が取得する当社株式の数の算定方法および上限

取締役に対して交付が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。以下同じ。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき定まります。なお、1ポイント=0.1株とし、本信託に属する当社株式が株式分割、株式無償割当て、株式併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付が行われる当社株式の数を調整します。

取締役には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度等に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

各年度の付与ポイントは各事業年度における業績達成度等に応じて、基本ポイントの0~200%の範囲で変動します。業績達成度等を評価する指標は、ROEおよび相対TSR等を用います。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、上記の算定式に従って算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託により取締役が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、320,000ポイント（対応する当社株式の数にして32,000株相当）とします。また、本信託が取締役に交付等を行うために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数（320,000ポイント）に信託期間の年数2を乗じた数に相当する640,000ポイント（対応する当社株式の数にして64,000株相当）を上限とします。この株式数の上限は、上記（2）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

なお、上記（2）のとおり本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間3年間における上限交付株式数は、960,000ポイント（対応する当社株式の数にして96,000株相当）とします。

#### （4）取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるとします。このとき、当該取締役は、退任時まで付与されていた累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則としてその時点での累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

ただし、当該取締役が取締役の職務の重大な違反等一定の事項に該当した場合は、当社株式の交付および換価処分金相当額の金銭の給付をしないこととします。

#### （5）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち上記（4）により取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### （6）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（注） 監査等委員でない取締役の報酬等に関する監査等委員会の意見については、以下のとおりです。

監査等委員会において、「指名・報酬諮問委員会」に出席した監査等委員である社外取締役3名の意見も踏まえ、取締役会で定めた「取締役の報酬決定の方針・手続」等に照らし、審議した結果、監査等委員会として特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

以上

## 1. 経営の基本方針

当社は国土づくりを通して社会に貢献し続けるという使命をステークホルダーに広くご理解いただき、それに向けた価値観、目標を当社グループ内で共有するため、以下の通り経営理念を定めております。

Mission (使命)：豊かで安全・安心な国土づくりに貢献します

Value (価値観)：あらゆる変化を進化に換えて未来に向かって歩み続けます

Vision (目標)：世代を超えて生き続ける独自の技術を提供します

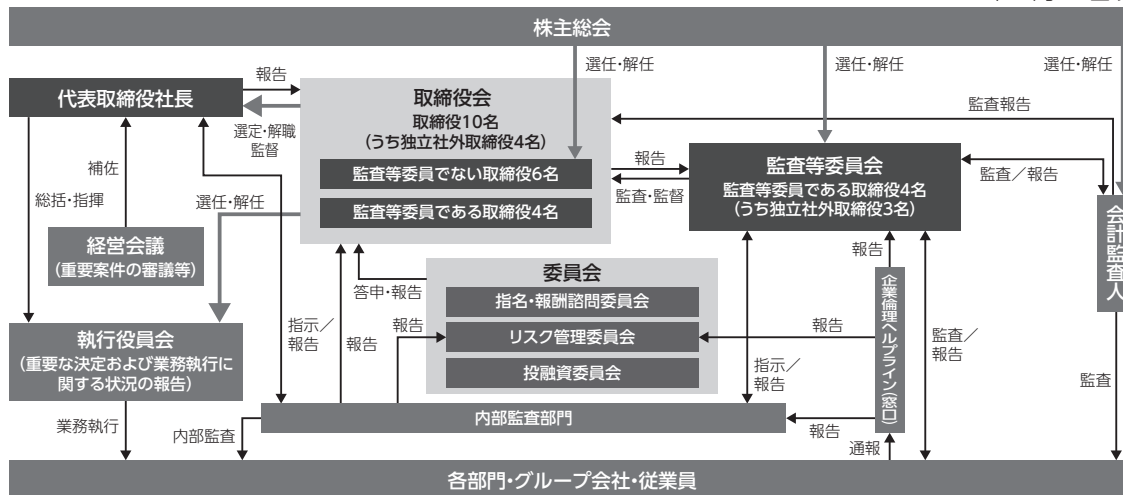
また、この経営理念を実現すべく、「土木、地盤改良、ブロックの3事業が協調し、海に陸に、持続的な成長を目指します」を経営方針としております。

## 2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

コーポレートガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組みないし会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えております。

当社は、当社グループの経営理念の実現に向け、コーポレートガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスの仕組み、運営のあり方を永続的に追求していく方針です。

2022年3月31日現在



**【取締役会】**

取締役会は重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、これにより会社の方向性などの、より重要な事項に対する審議の充実を図っています。

取締役会の構成は、監査等委員でない取締役6名（うち独立社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）となっています。

また、社外取締役には、多様な専門分野の知識、経験を有し、かつ当社が独自に定める独立性基準に抵触しない者を選任しています。これら独立社外取締役の独立的、客観的な立場からの意見、監督を受けることにより、取締役会全体としての実効性を高めていきます。また、取締役会の実効性の点検およびその改善、向上を図るため、年1回、各取締役による自己評価も踏まえ、実効性の評価を行い、その結果を開示しています。

**【監査等委員会】**

監査等委員会は、4名（うち独立社外取締役3名）で構成されており、常勤監査等委員1名を選任しています。監査等委員会は、月1回開催し、必要な決議、同意、協議および報告を行い、決定した監査方針、監査計画に基づき、監査・監督します。

監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見・情報を交換するとともに、代表取締役社長とも定期的に意見交換会を開催するなどして、監査等委員会として情報の収集・共有を図り、監査・監督の実効性の向上を図ることとしています。

**【指名・報酬諮問委員会】**

独立社外取締役全員と代表取締役社長で組織し、委員長（議長）は社外取締役が務めており、取締役の指名、報酬に関する決定の透明性、客観性の向上を図っています。

**3. 取締役会の構成、規模についての考え方**

取締役会は、経営理念及び経営戦略を踏まえ、取締役に期待する特に重要な知識、経験、能力を特定すると共に、その職責に鑑み、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含め、様々な経験、専門性を有し、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選するという考えです。

取締役に期待する特に重要な知識、経験、能力は、①企業経営・経営戦略、②営業・業界知見、③海外事業、④研究開発・IT、⑤財務・会計、⑥人事・労務・労働安全衛生、⑦法務・コンプライアンス・リスク管理、⑧環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)、です。取締役会は、現行の機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たす観点から、適切な員数とします。

取締役会は、取締役・経営陣に対する監督の実効性を高める観点から、その員数の3分の1以上は独立社外取締役で構成し、かつその独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含む方針です。

なお、現行定款は15名以内（監査等委員でない取締役9名以内、監査等委員である取締役6名以内）と定めておりますが、現行の取締役員数は10名（うち独立社外取締役4名）となっております。

#### 4. 取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任の方針、手続

当社は、取締役会において、取締役候補者の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続を次の通り定めております。

当社の取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、責務に照らし、この職務を果たすことができる人物を取締役候補者として指名します。

取締役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、取締役会の決議により指名します。

監査等委員である取締役については、上記の方針、手続に加え、取締役の職務執行等を監督、監査するという監査等委員会の役割、責務に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役候補者として指名します。また、少なくとも財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上指名します。

また、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得ます。

当社の経営陣幹部である会長、社長及び代表取締役の選任にあたっては、上記の取締役候補者の指名の方針、手続に準じて、選任します。また、経営陣幹部がそれぞれの職責に照らし、その職務を継続させることが明らかに適切でないと思われるときは、必要に応じ適時に、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会の決議により解任します。

#### 5. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、(株)東京証券取引所が定める基準より厳しい「社外取締役の独立性判断基準」を取締役会の決議により定めています。

当社は、この基準に抵触していない者を社外取締役候補者として指名することにしており、社外取締役の全員（4名）を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は次の通りです。

- (1) 当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする。）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）
- (2) 当社を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者、非業務執行者又は当社の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者、非業務執行者
  - ※1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の2%以上である者をいう。
  - ※2 「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。
    - a. 当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の2%以上の取引先
    - b. 主要な借入先（当社の連結総資産の2%以上の借入金）
    - c. 主幹事証券会社



- (3) コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（※3）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ている者、又は当社と継続的な委託契約関係にある者（ただし、会計監査人については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を参考にその独立性を判断する。）
- ※3 「コンサルタント、会計専門家又は法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。
  - ※4 「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年の平均で年間1,000万円以上のもので、又は相手先の総収入の2%以上のものである。
- (4) 当社の大株主（※5）の業務執行者、非業務執行者
- ※5 「大株主」とは、当社株式の保有が上位10位以内の株主をいう。
- (5) 当社からの多額の寄付先（※6）及びその業務執行者、非業務執行者
- ※6 「多額の寄付先」とは、過去3年の平均で年間1,000万円以上又は相手先の総収入の2%以上の寄付をした相手先をいう。
- (6) 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者
- (7) 過去10年間に於いて（1）から前（5）までに該当していた者
- (8) 過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者
- (9) （1）から前（8）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（配偶者、二親等内の親族）

## 6. 資本政策の基本方針

当社は、企業価値を中長期的に高めるためには、戦略的投資及び事業領域拡大の促進が必要との考えであり、そのための資本政策として「資本効率の向上」、「成長投資と株主還元の両立」、「企業価値を最大化する資金配分」を軸に、3つのバランスを保ちつつ進めていくことを基本方針といたします。

### (1) 資本効率の向上

株主の皆様からお預かりした資本を効率的に活用し、収益性を高めていくことが企業価値を高めるうえで重要であり、自己資本当期純利益率（ROE）を8%以上とすることとしております。

### (2) 成長投資と株主還元の見直し

中期経営計画では、キャッシュの配分を持続的成長に必要な投資により多くを振り向けることから、「成長投資」と「株主還元」の両立を企図し、利益還元目標として配当性向を40%程度とすることとしております。なお、長期にわたり余剰資金が発生した場合には、自社株取得などにより機動的な還元を実施してまいります。

### (3) 企業価値を最大化する資金配分

成長への投資を加速するうえで、資金調達には最適資本構成を意識し、財務レバレッジを活用しつつも、財務健全性を維持することといたします。

以上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動に制限や停滞が生じていたものの、各種政策の効果や海外での経済の回復もあり、一部では持ち直しの動きも見られました。しかしながら、資源価格の高騰による企業収益や個人消費への影響が顕在化するなか、ウクライナ情勢が加わり不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共建設投資は国土強靱化等の重点施策が継続されるなど概ね堅調に推移し、また、民間建設投資は持ち直しの動きがみられましたが、全体としては建設資材の価格高騰等の影響が懸念される状況にあります。

当社グループの業績につきましては、期首手持ち受注高は70,027百万円（前期比8.8%減）と高水準な状況が続いたものの、受注高が63,896百万円（前期比2.5%減）と減少し、売上高は66,778百万円（前期比7.6%減）と減収となりました。

これにより営業利益は3,297百万円（前期比27.0%減）、経常利益は3,381百万円（前期比28.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,063百万円（前期比31.0%減）とそれぞれ減益となりました。

なお、当期の配当につきましては、普通株式1株当たり60円としてお諮りさせていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

#### 【土木事業】

受注高は27,865百万円（前期比8.6%減）、売上高は32,087百万円（前期比9.9%減）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は53,119百万円（前期比7.4%減）となっております。

主要な受注工事名	事業主体
R3荒川中堤西小松川町地区護岸工事	国土交通省関東地方整備局
名古屋本線等 知立駅付近連続立体交差事業に伴う本線土木（その11）工事	名古屋鉄道株式会社
高知自動車道 領石川橋他3橋耐震補強工事	西日本高速道路株式会社
主要な完成工事名	事業主体
東京外かく環状道路 中央ジャンクションAランプ橋他2橋（下部工）工事	中日本高速道路株式会社
都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事	川崎市
隈上川長野伏せ越し改築工事	国土交通省九州地方整備局



### 【地盤改良事業】

受注高は32,473百万円（前期比3.3%増）、売上高は31,609百万円（前期比3.6%減）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は13,838百万円（前期比6.7%増）となっております。

主要な受注工事名	事業主体
北海道新幹線札幌トンネル（星置）工事	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
鳥海南バイオマス発電所新設工事	鳥海南バイオマスパワー株式会社
令和3年度 霞ヶ浦地区北ふ頭護岸築造（地盤改良）工事（その1）	四日市港管理組合
主要な完成工事名	事業主体
R2東関東道築地地区地盤改良その1工事	国土交通省関東地方整備局
公共港湾工事（浚渫土処分場 地盤改良その1） 公共港湾工事（浚渫土処分場 地盤改良その2）	岡山県備中県民局
今治市大西水処理センター建設工事その4	日本下水道事業団

### 【ブロック事業】

受注高は3,474百万円（前期比20.4%減）、売上高は3,704百万円（前期比15.2%減）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は169百万円（前期比57.6%減）となっております。

主要な受注プロジェクト名	事業主体
阿武隈川上流鏡石・矢吹・玉川地区掘削等工事 （2t型テトラポッド）	国土交通省東北地方整備局
金沢港（大野地区）防波堤（西）（改良）消波工事 （6.5t型ドロスII）	国土交通省北陸地方整備局
佐賀港 港湾災害復旧工事（2災（港湾）第2号） （8.0t型テトラポッド）	高知県

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	57,342	27,865	32,087	53,119
地盤改良事業	12,974	32,473	31,609	13,838
ブロック事業	398	3,474	3,704	169
そ の 他	24	602	584	42
調 整 額 (※)	△711	△518	△1,206	△23
合 計	70,027	63,896	66,778	67,146

(※) セグメント間の取引の相殺消去及びその他の調整額

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は2,205百万円であり、その主なものは、東京機械センターの改修、基幹業務システムの更新、地盤改良用の機械の取得によるものであります。

## 3. 資金調達の状況

当社は、2020年3月31日、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする期間3年の総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結し、同契約の契約期間を2024年4月2日まで1年延長しておりましたが、同契約の契約期間を、2025年4月2日までさらに1年延長いたしました。また、2021年6月30日に株式会社三菱UFJ銀行と期間1年の総額7.5百万USDの米ドル建コミットメントライン契約を締結いたしました。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

米国で事業展開する当社の100%出資子会社であるFudo Construction Inc.は、2021年7月1日付にて、米国カリフォルニア州の地盤改良会社であるAdvanced Geosolutions Inc.の株式の49%を取得し、資本業務提携契約を締結しました。これにより、Advanced Geosolutions Inc.は、当社の持分法適用会社となりました。

## 8. 対処すべき課題

当社グループが持続的な成長を図っていくためには、少子高齢化による担い手不足、情報処理技術の飛躍的発展、建設需要の新規建設から維持管理・リニューアル事業への転換など建設業界で起こる変化に対して、地球環境や社会の持続可能性を重視しながら対処していくことが重要な課題となります。

このため2018年5月に長期的視点に立った目標達成のため、中期経営計画を3期に分け遂行していくこととし、当期はこの第二段階にあたる「成長・拡大」の期間の初年度でありましたが、受注や工事施工の遅れから、初年度は目標達成に至りませんでした。

中期経営計画の基本方針・目標と初年度の結果は以下のとおりです。

### ○基本方針

- ①持続的な成長に向けた戦略的投資及び事業領域拡大を促進する
- ②経営理念を基盤としたESG（環境・社会・ガバナンス）経営の実践により社会に貢献する企業グループを目指す
- ③資本コストを意識した経営を実践する

### ○数値目標と進捗状況（連結ベース）

	中期経営計画（2021～2023年度）目標	2021年度実績
業績	3カ年での営業利益 120億円以上	3,297百万円
資本効率	自己資本当期純利益率（ROE） 8%以上	7.0%
株主還元	配当性向 40%程度	44.4%

2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」もあり、政府建設投資は引き続き堅調に推移すると予想されるものの、足下の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンや消費などへの影響が続き、また、ウクライナ情勢が更なる資源価格の上昇や金融資本市場に影響を及ぼす懸念もあり、不透明感が増しております。

このような状況の下、当社グループが一丸となって中期経営計画の基本方針に基づき取り組みを進め、目標達成に向け邁進していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 9. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 2019年3月期	第 74 期 2020年3月期	第 75 期 2021年3月期	第 76 期 2022年3月期
受 注 高 (百万円)	86,556	70,739	65,551	63,896
売 上 高 (百万円)	67,081	71,200	72,308	66,778
経 常 利 益 (百万円)	3,643	4,409	4,718	3,381
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,438	2,777	2,990	2,063
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	150.15	174.70	192.18	135.12
総 資 産 (百万円)	53,826	52,932	54,082	51,901

(注) 2018年10月1日付で、当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり当期純利益は、第73期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

## 10. 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
高 橋 秋 和 建 設 株 式 会 社	60百万円	66.7%	建設工事の施工
株 式 会 社 ソ イ ル テ ク ニ カ	150百万円	100%	地盤改良工事の施工
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100%	米国での地盤改良工事の施工
愛 知 ベ ー ス 工 業 株 式 会 社	30百万円	100%	地盤改良工事の施工
株 式 会 社 三 柱	250百万円	100%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福 祉 商 事 株 式 会 社	30百万円	88.3%	保険代理業・環境用設備の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している6社を含む、7社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 11. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、土木事業、地盤改良事業及びブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

## 12. 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

### (1) 当社

本 社	東京都中央区日本橋小網町7番2号	
本・支店	東京本店 (東京都中央区)	北海道支店 (札幌市)
	東北支店 (仙台市)	北関東支店 (さいたま市)
	千葉支店 (千葉市)	横浜支店 (横浜市)
	北陸支店 (新潟市)	中部支店 (名古屋市)
	大阪支店 (大阪市)	中国支店 (広島市)
	四国支店 (高松市)	九州支店 (福岡市)
営業所 および 事務所	国内 18箇所	
	海外 2箇所 (ホーチミン駐在員事務所、ジャカルタ駐在員事務所)	
研究所	総合技術研究所 (土浦市)	

### (2) 子会社

高橋秋和建設株式会社	(本社	秋田県由利本荘市)
株式会社ソイルテクニカ	(本社	東京都中央区)
Fudo Construction Incorporated	(本社	米国カリフォルニア州サンマテオ)
愛知ベース工業株式会社	(本社	愛知県岡崎市)
株式会社三柱	(本社	東京都江東区)
福祉商事株式会社	(本社	東京都台東区)

### 13. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

#### 企業集団

従業員数	前期末比増減
965人	14人増

#### 当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
805人	14人増	45.7歳	19.5年

### 14. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	880百万円
三井住友信託銀行株式会社	620百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円

### 15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27,255,910株  
 (2) 発行済株式の総数 15,303,602株 (自己株式1,185,920株を除く)  
 (3) 株主数 17,381名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,752千株	11.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,198千株	7.83%
E C M M F	824千株	5.38%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	580千株	3.79%
MSIP CLIENT SECURITIES	479千株	3.13%
日本製鉄株式会社	406千株	2.65%
日鉄鉱業株式会社	341千株	2.23%
不動産トラ協力会社持株会	329千株	2.15%
今村和生	189千株	1.23%
不動産トラ社員持株会	176千株	1.15%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除し計算しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託 (持株数89,291株) は含まれません。  
 2. 2022年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2022年4月14日現在で16,490千株 (11.5%) を所有している旨が記載されているものの、当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	7,242 (-)	1 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	7,242 (-)	1 (-)

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式273,300株を取得しました。

**Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項**

(1) 職務執行の対価として交付した当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### Ⅳ. 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

##### 1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 原 有 二	
代表取締役社長	奥 田 眞 也	
取 締 役 (常務執行役員)	細 坂 晋一郎	土木事業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	大 林 淳	地盤事業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	北 川 昌 一	管理本部長
取 締 役	大 沢 真 理	
取 締 役 (常勤監査等委員)	廣 谷 信 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 田 靖 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	寺 澤 進	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	黒 田 清 行	

- (注) 1. 取締役 大沢真理、永田靖一、寺澤進及び黒田清行の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員でない取締役及び使用人からの情報収集並びに重要な社内会議における情報共有を可能とし、内部監査部門と監査等委員会との連携を確保することにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、廣谷信行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員 寺澤進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 大沢真理、永田靖一、寺澤進及び黒田清行の4氏の重要な兼職の状況は、後記6. 社外役員に関する事項に記載しております。
5. 取締役 大沢真理、永田靖一、寺澤進及び黒田清行の4氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。  
 退任  
 2021年6月29日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役 中西勉氏が任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は次のとおりです。

氏 名	地位および担当		異動年月日
	変更後	変更前	
細 坂 晋一郎	取締役 (常務執行役員) 土木事業本部担当	取締役 (常務執行役員) 土木事業本部長	2022年4月1日

8. 当社は、執行役員制度を採用しております。2022年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当 業 務
執行役員副社長	森 川 雅 行	建設事業管掌
執行役員副社長	河 崎 和 明	建設事業管掌
常務執行役員	山 崎 政 俊	建設事業管掌
常務執行役員	竹 内 利 夫	建設事業管掌
常務執行役員	小 林 弘 樹	中部支店長
常務執行役員	只 野 秋 彦	土木事業本部長
常務執行役員	青 野 丈 児	東京本店長
常務執行役員	新 山 千 尋	ブロック環境事業本部長
執 行 役 員	平 野 博 明	安全品質環境本部長 兼 品質環境部長
執 行 役 員	岡 村 元 嗣	社長付
執 行 役 員	川 口 明 則	土木事業本部副本部長 兼 工事部長
執 行 役 員	米 谷 清	土木事業本部副本部長 兼 営業部長
執 行 役 員	川 地 洋 治	管理本部副本部長 兼 総務人事部長
執 行 役 員	根 岸 保 明	地盤事業本部副本部長 兼 営業部長
執 行 役 員	三 浦 久美子	地盤事業本部副本部長 兼 管理部長
執 行 役 員	野 内 勇 人	地盤事業本部副本部長 兼 工事部長
執 行 役 員	佐 藤 敬	九州支店長
執 行 役 員	服 部 慶二郎	東北支店長
執 行 役 員	福 島 信 吾	東京本店副本店長
執 行 役 員	野 口 繁 良	大阪支店長
執 行 役 員	青 木 俊 久	土木事業本部副本部長 兼 管理部長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員でない社外取締役1名および監査等委員である取締役全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。

## 3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社のすべての取締役、執行役員、会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容は、次のとおりです。

- ・被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務執行の適正性を担保する措置として、被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 5. 当事業年度に係る取締役の報酬

### (1) 取締役の報酬決定の方針、手続の決定方法

監査等委員でない取締役の報酬決定の方針、手続については、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）において、審議のうえ、その答申に基づき、取締役会が決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬決定の方針、手続については、監査等委員会が決定します。

### (2) 監査等委員でない取締役の報酬決定の方針、手続

#### ① 報酬決定の方針

監査等委員でない取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、以下のa.基本報酬（固定）、b.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬により構成します。

ただし、監査等委員でない社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬（固定）のみとします。

a.監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務等を勘案し、相応な金額とします。

b.監査等委員でない取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度等に応じて決定します。

c.監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（親会社株主に帰属する当期純利益、ROE）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。

各報酬の基本額（業績連動型報酬については目標100%達成時の基準額をいう。）の報酬全体に占める割合については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、概ねa.基本報酬（固定）70%、b.業績連動型金銭報酬（賞与）20%、c.業績連動型株式報酬10%とします。また、業績連動型金銭報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し0~200%とします。

各報酬の支払時期は以下のとおりとします。

a.基本報酬（固定）については、毎月支給します。

b.業績連動型金銭報酬（賞与）については、事業年度終了後に前事業年度の業績達成度に応じて算定し、支給します。

c.業績連動型株式報酬については、事業年度終了後に前事業年度の業績達成度に応じて算定した株式交付ポイント（1ポイント当たり0.1株）を付与し、退任まで累積加算することとし、退任時に株式交付ポイントに相当する株式の交付及び株式の換価処分金相当額の金銭の支給を行います。

なお、監査等委員でない取締役が取締役の職務の重大な違反等一定の事項に該当した場合は、業績連動型金銭報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬を支給しないこととします。

また、業績連動型報酬に係る指標は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にするため、中期経営計画の経営目標及び年度計画の業績目標に基づき、上記のとおり、業績連動型金銭報酬（賞与）については連結営業利益及び連結当期純利益の目標に対する達成度等、業績連動型株式報酬については連結当期純利益、連結ROEの目標に対する達成度としています。

なお、当事業年度における業績連動型報酬に係る指標の目標と実績は、次のとおりです。

[連結営業利益]

目標：3,830百万円 第76期実績：3,297百万円

[連結当期純利益]

目標：2,370百万円 第76期実績：2,063百万円

[連結ROE]

目標：8%以上 第76期実績：7.0%

## ② 報酬決定の手続

監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会において、審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。

監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で承認を受けた監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とし、また業績連動型株式報酬については、株主総会で承認を受けた報酬等の額及び内容の範囲内とします。

なお、監査等委員でない取締役に対する金銭報酬（基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与））の限度額は、年額300百万円以内です（2019年6月21日第73期定時株主総会決議）。

また、監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、拠出金銭の上限は3事業年度（2020年3月末から2022年3月末まで）において170百万円、1事業年度当たり付与する株式交付ポイントの上限は320,000ポイント（対応する当社株式にして32,000株相当。2019年6月21日第73期定時株主総会決議）です。2019年6月21日第73期定時株主総会終結時の監査等委員でない取締役の員数は6名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会において、取締役会で定められた決定方針と算定方法との整合性を含めた透明かつ客観的な検討・審議を行っており、取締役会は指名・報酬諮問委員会による具体的な個人別の報酬等の額の答申をもとに審議し決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 監査等委員である取締役の報酬決定の方針、手続

① 報酬決定の方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職責に照らし独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬（固定）のみとします。

② 報酬決定の手続

監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定します。

なお、監査等委員である取締役に対する報酬の限度額は、年額80百万円以内です（2016年6月23日第70期定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の額 (百万円)	金銭報酬				業績連動型株式報酬	
		基本報酬(固定)		業績連動型報酬(賞与)		人員(名)	総額(百万円)
		人員(名)	総額(百万円)	人員(名)	総額(百万円)		
監査等委員でない 取締役 (うち社外取締役)	157 (8)	7 (1)	124 (8)	5 (-)	23 (-)	5 (-)	9 (-)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	46 (28)	4 (3)	46 (28)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	203 (36)	11 (4)	171 (36)	5 (-)	23 (-)	5 (-)	9 (-)

- (注) 1. 上表の業績連動型報酬（賞与）の総額は、役員賞与引当額であります。
2. 上表の業績連動型株式報酬の総額は、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度）に関して、付与される見込みの株式交付ポイントである68,609ポイント（対応する当社株式数にして6,861株相当）の当事業年度に係る費用計上額であります。
3. 上表に記載の他、業績連動型株式報酬制度に基づき、取締役に対し株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、Ⅱ.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。



地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
取締役 (監査等委員)	寺澤 進	—	—	—	<p>取締役会 17回中全てに出席 監査等委員会 14回中全てに出席</p> <p>当社が期待するとおり、視 主に公認会計士としての点 から、専門的な知見及び 豊富な実務経験を生かし、 独立的、客観的な立場で、 経営全般について適切な 監督・助言を行っております。 また、上記のほか、当社 の監査等委員でない取締 の指名・報酬を審議する 名・報酬諮問委員の委員 を務め、独立的、客観的 な立場から監査等委員で ない取締役の指名や会社 の評価を報酬に反映させ る等、監査等に努めてお ります。</p>
取締役 (監査等委員)	黒田 清行	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員	当社との間に特別な関係はありません。	—	<p>取締役会 17回中全てに出席 監査等委員会 14回中全てに出席</p> <p>当社が期待するとおり、 主に弁護士としての視点か ら、専門的な知見及び豊富 な実務経験を生かし、独立 的、客観的な立場で、経営 全般について適切な監督・ 助言を行っております。 また、上記のほか、当社 の監査等委員でない取締 の指名・報酬を審議する 名・報酬諮問委員の委員 を務め、独立的、客観的 な立場から監査等委員で ない取締役の指名や会社 の評価を報酬に反映させ る等、監査等に努めてお ります。</p>
		WDBホールディングス株式 会社 社外取締役	当社との間に特別な関係はありません。		



## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	46,600千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、過年度の監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画と過年度の実績の対比を踏まえつつ、当事業年度の監査計画における監査時間、要員計画、報酬額の見積りの根拠及び会計監査人の職務執行状況などについて確認、検証した結果、上記報酬等の額を妥当と評価し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合のほか、会計監査人としての適切な職務遂行に支障がある場合など、監査等委員会がその必要があると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会が監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することがあります。これにより会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告します。

### 5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 6. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 7. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループ（当社及び当社の子会社をいう。）は、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性、効率性及び財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査等委員会及び会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または監査等委員でない各取締役から業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役及び部門長は、これらの経営理念等に基づく事業方針を役員、社員に周知、徹底する。また、コンプライアンス規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のコンプライアンス推進責任者に任命し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、継続的に当社グループ内のコンプライアンスに関する体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署は、業務が法令、社内規程等に基づき適正に行われているか常に自律的に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部監査部門は、内部監査等により当社グループにおいて法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役社長及び常勤監査等委員に報告する。

企業倫理ヘルプラインは、当社グループの役員、社員を対象とし、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受け付け対応する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のリスク管理推進責任者に任命し、主管する事項のリスクマネジメントを自律的に展開するとともに、リスク管理委員会がグループ全体を統括管理し、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

また、危機管理規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生したときに備え、原則として子会社も含めて訓練、教育等を行う。

重大災害等の緊急時には、その対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、それ以外の重要事項については、経営会議の審議を経て執行する。

また、取締役会の諮問機関として任意の委員会を設け、経営の意思決定を補佐、補完する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員を置き、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告する。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

当社は、当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づける。

当社の子会社所管部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会もしくは経営会議においてその方針を付議し、または報告する。

子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役、使用人に関する事項  
監査等委員会が適切に職務を遂行できるよう、監査等委員から常勤の監査等委員を選定するとともに、総務部門及び内部監査部門の指定された社員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の補助者として監査等委員会の業務を補助する。
- (7) 監査等委員会の補助者の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の補助者の人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会は、監査等委員会の補助者の人事考課について、意見を述べることができる。
- (8) 監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会は、その職務の補助に関し、監査等委員会の補助者へ直接指揮命令することができ、監査等委員会の補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査等委員会に指示事項の進捗を報告しなければならない。
- (9) 監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制  
当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及びその他監査等委員会と協議して定める事項について、監査等委員会に報告する。  
監査等委員でない取締役は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査等委員会に対し必要な事項につき報告する。また、取締役会、経営会議、執行役員会、リスク管理委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査等委員会と情報を共有する。  
内部監査部門は、監査等委員会への出席、常勤監査等委員との定例打ち合わせ会の開催などにより、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、監査等委員と情報や意見を交換する。  
子会社の監査役は、定期的に開催される監査等委員との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について報告する。  
総務部門は、当社グループにおける企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等について、適宜、監査等委員会に報告する。

- (10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、当社グループの役員、社員に対して前号の報告を理由として不利な取扱いを行わない。
- 当社グループは、企業倫理ヘルプラインについて、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用する。
- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、監査等委員の申請に基づき予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用を負担する。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査等委員会が監査方針、監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。取締役社長及び監査等委員でない取締役は、監査等委員と定期的に意見交換会を開催するなど、監査等委員との情報や意見の交換に努める。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、財務の内部統制システムの整備・運用に関する規程、ルールを定め適切に運用するとともに、財務報告に係る有効性を継続的に評価し、維持、改善を図る。
- (14) 反社会的勢力の排除に向けた体制  
当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有を図り、当社グループへの反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス

当社は、当事業年度のコンプライアンス計画に基づき、役員及び社員に対し必要なコンプライアンスに関する研修や会議体等での説明等により、関係法令を遵守する取り組みを継続的に行っています。

また、リスク管理委員会においてはコンプライアンス計画の進捗や企業倫理ヘルプラインへの通報の有無とその内容について、取締役会においては監査等委員会及び内部監査部門による監査等の結果について、それぞれ報告が行われています。

### (2) 情報管理

当社は、決裁手続を電子化することにより、迅速かつ効率的な文書管理体制を構築しており、稟議書等の決裁文書は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、電子的に適切に保存、管理しています。

また、取締役会議事録については、法令等に基づき適切に保管するとともに、取締役会資料等と併せて文書管理システムに登録し、データベース化により情報共有を図っています。

### (3) リスク管理

当社グループは、リスク管理推進責任者（各本部長、本支店長、関係会社社長）による自律的な管理の状況について、リスク管理委員会が有効性の評価及び改善指示を行うことで、リスクマネジメントを実践しています。

また、当社は、当事業年度のBCP（事業継続計画）実施計画に基づき、避難訓練、安否確認訓練等大規模災害を想定した必要な訓練を行っています。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染対応マニュアルの策定等を行い、当社グループの役員、社員の安全確保への対策を講じております。

### (4) 取締役の職務執行

当社は、取締役会における十分な審議時間の確保と重要事項の審議の充実を図るため、取締役会における「決議事項」、「報告事項」に加えて、正式な決議・報告に先立ち重要な経営事項を審議する「審議事項」を設け、運用するとともに、当社定款に基づき、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の一部について取締役社長に委任し、取締役会の付議事項を絞り込んでいます。

当事業年度においては、取締役会を17回、経営会議を12回及び執行役員会を6回開催し、経営に関する重要な事項の審議、決定及び業務執行に関する状況等の報告を行いました。

また、指名・報酬諮問委員会（社長と独立社外取締役全員で構成し、委員長（議長）は独立社外取締役）を5回開催し、取締役の指名や監査等委員でない取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申を行いました。

さらに、決裁の迅速化及び効率化と権限や責任の明確化を図るべく、経営会議体への付議・報告事項の内容や基準及び個別職務権限の定期的な見直しを継続的に行っています。

#### (5) 関係会社管理

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務執行について適切に承認・報告の手続きを行っています。

当社から派遣された取締役及び監査役は、当該子会社の取締役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を行い適切に管理、モニタリングしています。

また、当社及び子会社の担当者との連絡会を開催するなどして、当社グループにおける「中期経営計画(2021～2023年度)」の進捗状況や内部統制に関する事項等の共有と必要な助言を行っています。

なお、子会社の監査については、当該子会社の監査役による監査を踏まえつつ、当社の内部監査部門の監査と当社の選定監査等委員(常勤監査等委員)による監査を合同で行うことなどにより、各監査の連携を図りつつ、監査の実効性の強化を図っています。

#### (6) 監査等委員会(監査等委員会補助者、報告体制及び職務執行等)

総務部門及び内部監査部門の指定された社員(計4名)が、監査等委員会補助者として、監査等委員会の指示に従い誠実に職務を遂行しています。

監査等委員会が実効的な監査を行えるよう、監査等委員会で作成した監査方針・監査計画を文書管理システムに掲載し全社に周知しています。

監査等委員は、当事業年度において監査等委員会を14回開催し、取締役の職務執行の監査等を実施するとともに、各種経営会議体等の重要な会議への出席並びに取締役社長とは年3回、監査等委員でない各取締役とは年2回の定期的な意見交換会の開催を通じ、重要な経営事項等を共有しています。また常勤監査等委員と内部監査部門との会合を毎月開催し、相互の監査状況等について確認するとともに、内部監査部門は、毎月、監査等委員会において業務監査状況を報告するなどの連携を図っています。

監査等委員会への報告を行った役員及び社員が、これを理由に不利益な取り扱いを受けた事案は、認められていません。



### 3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めません。

当社といたしましては、株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としており、これに照らして、当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社としては、金融商品取引法で定められている「意見表明報告書」（公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由）において取締役会の考え方を表明するなど、法令及び定款で認められる範囲内において、最も適切な措置を講じることとしております。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、企業価値を中長期的に高めるためには、戦略的投資及び事業領域拡大の促進が必要との考えであり、そのための資本政策として、「資本効率の向上」、「成長投資と株主還元の両立」、「企業価値を最大化する資金配分」を軸に、3つのバランスを保ちつつ進めていくことを基本方針としております。

この資本政策の基本方針を踏まえ、中期経営計画（2021～2023年度）では、キャッシュの配分を持続的成長に必要な投資により多くを振向けることから、「成長投資」と「株主還元」の両立を企図し、利益還元目標として配当性向を40%程度とすることとしております。なお、長期にわたり余剰資金が発生した場合には、自社株取得などにより機動的な還元を実施してまいります。

---

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。



連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	39,087	流 動 負 債	20,036
現 金 預 金	9,291	支払手形・工事未払金等	6,219
受取手形・完成工事未収入金等	10,040	電 子 記 録 債 務	4,812
契 約 資 産	12,817	短 期 借 入 金	3,120
電 子 記 録 債 権	1,047	リ ー ス 債 務	202
未 成 工 事 支 出 金 等	863	未 払	487
販 売 用 不 動 産	349	未 払 法 人 税 等	136
材 料 貯 蔵 品	856	未 払 消 費 税 等	1,573
未 収 入 金	867	契 約 負 債	1,576
預 け 金	1,662	完 成 工 事 補 償 引 当 金	78
そ の 他 金	1,373	工 事 損 失 引 当 金	3
貸 倒 引 当 金	△78	賞 与 引 当 金	618
		役 員 賞 与 引 当 金	23
		そ の 他	1,187
固 定 資 産	12,814	固 定 負 債	1,516
有 形 固 定 資 産	7,859	長 期 借 入 金	125
建 物 及 び 構 築 物	2,397	リ ー ス 債 務	503
減 価 償 却 累 計 額	△1,384	役 員 株 式 給 付 引 当 金	82
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,612	退 職 給 付 に 係 る 負 債	727
減 価 償 却 累 計 額	△10,368	そ の 他	78
工 具、器 具 及 び 備 品	15,325		
減 価 償 却 累 計 額	△14,494	負 債 合 計	21,552
土 地	2,572	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	1,024	株 主 資 本	29,943
減 価 償 却 累 計 額	△410	資 本 金	5,000
建 設 仮 勘 定	586	資 本 剰 余 金	14,756
無 形 固 定 資 産	1,154	利 益 剰 余 金	11,812
投 資 そ の 他 の 資 産	3,801	自 己 株 式	△1,626
投 資 有 価 証 券	2,365	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12
長 期 貸 付 金	20	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	187
繰 延 税 金 資 産	855	為 替 換 算 調 整 勘 定	△117
そ の 他 金	656	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△58
貸 倒 引 当 金	△96	非 支 配 株 主 持 分	394
資 産 合 計	51,901	純 資 産 合 計	30,350
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	51,901

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高	百万円	百万円
完 成 工 業 事 業 上 高	62,560	
兼 業 事 業 上 高	4,218	66,778
売 上 原 価		
完 成 工 業 事 業 上 原 価	53,509	
兼 業 事 業 上 原 価	2,307	55,816
売 上 総 利 益		
完 成 工 業 事 業 上 総 利 益	9,050	
兼 業 事 業 上 総 利 益	1,911	10,962
販 売 費 及 び 業 務 外 取 引 益		7,664
営 業 外 取 引 益		3,297
受 取 配 当 金 入 益 金 他	5	
特 許 実 施 差 投 資 利 益	39	
為 替 法 取 保 の 費 用	11	
持 分 取 保 の 費 用	15	
受 取 保 の 費 用	73	
そ の 他	30	
営 業 外 取 引 益	29	202
支 払 手 保 慰 の 費 用	23	
支 払 手 保 慰 の 費 用	33	
支 払 手 保 慰 の 費 用	20	
支 払 手 保 慰 の 費 用	30	
そ の 他	12	118
経 常 利 益		3,381
特 定 資 産 売 却 益 失 却 損 除 却 損 損 了	28	28
特 定 資 産 有 価 証 券 評 価 損 失	29	
退 職 給 付 制 度 終 了	7	
そ の 他	405	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4	445
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	595	2,964
法 人 税 等 調 整 額	287	883
当 期 純 利 益		2,082
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		18
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,063

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000	14,756	10,684	△1,131	29,309
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当			△935		△935
親会社株主に帰属する当期純利益			2,063		2,063
自己株式の取得				△504	△504
自己株式の処分		0		10	10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	1,128	△494	634
当 期 末 残 高	5,000	14,756	11,812	△1,626	29,943

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	190	△156	△33	1	377	29,687
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当						△935
親会社株主に帰属する当期純利益						2,063
自己株式の取得						△504
自己株式の処分						10
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△3	39	△25	11	18	29
連結会計年度中の変動額合計	△3	39	△25	11	18	663
当 期 末 残 高	187	△117	△58	12	394	30,350

招集し通知

株主総会参考書類

ご参考

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目 (資産の部)	金額 百万円	科目 (負債の部)	金額 百万円
<b>流動資産</b>	<b>36,528</b>	<b>流動負債</b>	<b>18,635</b>
現金預手	7,748	支払手形	402
受取手形	1,467	支子記録債	4,812
電記録債	881	工事未払	4,756
完成工事未収入	7,525	兼業事業未払	249
兼業事業未収入	260	短期借入	3,000
契約資金	12,052	り一払債	40
成工事支出金	773	未未払	405
材料貯蔵品	89	未払法人税	121
関係会社短期貸付	1,759	未払消費税	1,317
未収入	1,561	契約負債	1,551
預け入金	1,662	り補償引当	1,125
そ の 引 当	834	完工事損引当	78
貸倒引当	△82	工事与引当	3
		員賞与引当	579
<b>固定資産</b>	<b>10,292</b>	役員賞与の	23
<b>有形固定資産</b>	<b>3,579</b>	の	174
建物及び構築物	723	<b>固定負債</b>	<b>693</b>
機械装置及び運搬具	149	り一払債	47
工具、器具及び備品	593	退職給付引当	557
土地	1,481	役員株式給付引当	82
建物	55	そ の	7
建設仮勘	578	<b>負債合計</b>	<b>19,328</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>848</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウエア	845	株主資本	27,330
その他	3	資本	5,000
<b>その他の資産</b>	<b>5,865</b>	資本剰余金	2,472
投資有価証券	1,805	資本準備金	2,472
関係会社株式	2,202	その他資本剰余金	0
従業員に対する長期貸付	20	自己株式処分差益	0
関係会社長期貸付	900	<b>利益剰余金</b>	<b>21,581</b>
破産更生債権等	0	その他利益剰余金	
繰延税金資産	510	配当準備積立金	221
そ の 引 当	518	固定資産圧縮積立金	4
貸倒引当	△91	別途積立金	4,524
		繰越利益剰余金	16,832
		<b>自己株式</b>	<b>△1,723</b>
		評価・換算差額等	161
		その他有価証券評価差額金	161
<b>資産合計</b>	<b>46,819</b>	<b>純資産合計</b>	<b>27,492</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>46,819</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目		金 額	金 額
売	上高	百万円	百万円
完 成 事 業	工業 売上	55,712	
兼 業 事 業	工業 売上	3,311	59,023
売	工業 売上	48,028	
兼 業 事 業	工業 売上	1,687	49,715
売	総 利 益	7,685	
完 成 事 業	工業 売上	1,623	9,308
販 売 費	一般 管理 費		6,633
営 業 費	外 取 収 入		2,675
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	24	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	58	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	107	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	16	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	16	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	30	
受 取 特 為 受 取	配 受 保 の 費	23	274
支 払 手 保 慰 の 利 益 却 失 却 却 評 価 了	利 益 却 失 却 却 評 価 了	9	
支 払 手 保 慰 の 利 益 却 失 却 却 評 価 了	利 益 却 失 却 却 評 価 了	33	
支 払 手 保 慰 の 利 益 却 失 却 却 評 価 了	利 益 却 失 却 却 評 価 了	20	
支 払 手 保 慰 の 利 益 却 失 却 却 評 価 了	利 益 却 失 却 却 評 価 了	30	
支 払 手 保 慰 の 利 益 却 失 却 却 評 価 了	利 益 却 失 却 却 評 価 了	7	98
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費		2,851
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	16	16
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	1	
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	6	
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	7	
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	309	
特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	特 定 固 定 資 産 減 価 償 却 費	3	327
引 当 金 引 当 金	引 当 金 引 当 金		2,541
引 当 金 引 当 金	引 当 金 引 当 金	537	
引 当 金 引 当 金	引 当 金 引 当 金	226	763
引 当 金 引 当 金	引 当 金 引 当 金		1,777

招集し通知

株主総会参考書類

ご参考

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,000	2,472	0	2,472	20,739	△1,229	26,982	
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△935		△935	
当 期 純 利 益					1,777		1,777	
自 己 株 式 の 取 得						△504	△504	
自 己 株 式 の 処 分			0	0		10	10	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	843	△494	348	
当 期 末 残 高	5,000	2,472	0	2,472	21,581	△1,723	27,330	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	176	176	27,158
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△935
当 期 純 利 益			1,777
自 己 株 式 の 取 得			△504
自 己 株 式 の 処 分			10
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△14	△14	△14
事業年度中の変動額合計	△14	△14	334
当 期 末 残 高	161	161	27,492

その他利益剰余金の内容

	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	221	4	4,524	15,989	20,739
事 業 年 度 中 の 変 動 額 剰 余 金 の 配 当				△935	△935
当 期 純 利 益				1,777	1,777
自 己 株 式 の 取 得					－
自 己 株 式 の 処 分					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	843	843
当 期 末 残 高	221	4	4,524	16,832	21,581

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社不動産テトラ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 前田 貴史 ㊦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 谷川 陽子 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不動産テトラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動産テトラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社不動産テトラ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 前田 貴史 ㊞

公認会計士 谷川 陽子 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不動産テトラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本支店等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社不動産テトラ 監査等委員会

常勤監査等委員	廣 谷 信 行	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	永 田 靖 一	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	寺 澤 進	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	黒 田 清 行	Ⓔ

以 上





## 株式会社不動テトラ第76期定時株主総会会場ご案内図



**場 所** 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館8階ホール  
TEL (03)3667-9210

**交通機関** 地下鉄 (東京メトロ) 東西線・日比谷線  
茅場町駅 出口8 直結  
(東京メトロ) 東西線・銀座線  
(都 営) 浅草線  
日本橋駅 出口D2 徒歩5分

ご来場の株主様へのお土産をご用意していません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。